

建設業法による変更届等の手引

(変更届出書編)

◎ 申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業の許可を申請する方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

令和7年4月

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室

＜提出先、問い合わせ先は、裏面をご覧ください。＞

**「建設業許可に関するよくある質問と回答」
を併せてご確認ください！**

※ この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572 <https://www.cbr.mlit.go.jp/>

許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
知事許可	名古屋市の区域	県庁（自治センター２階） 都市・交通局都市基盤部都市総務課 建設業・不動産業室 〒460-8501 名古屋市中区三の丸３－１－２	052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎５階） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸２－６－１	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切１－４	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎６階） 〒496-8533 津島市西柳原町１－１４	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 〒475-0828 半田市瑞穂町２－２－１	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎６階） 〒444-0860 岡崎市明大寺本町１－４	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺１２４	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 〒471-0867 豊田市常盤町３－２８	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 〒441-1354 新城市片山字西野畑５３２－１	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 〒440-0801 豊橋市今橋町６	0532-52-1312

許可を受けたあとの届出等一覧

提出部数 : 正本1部 及び 副本1部の計2部(副本は写し可)

届出事項	提出期限	記載例
商号又は名称の変更	事実発生後 30日以内 (役員等の変更の内、株主等の変更については、変更を覚知してから30日以内)	3ページ
既存の営業所の名称、所在地又は業種の変更 ※1		4ページ
営業所の新設、廃止 ※1		5ページ
資本金額(出資総額)の変更		8ページ
役員等の変更 (就退任、代表者の変更、常勤⇄非常勤、氏名の変更 等)		10ページ
個人業者(事業主)の氏名の変更		11ページ
個人事業主で支配人を設けている場合の支配人の変更 (氏名の変更、新任、退任)		11ページ
令第3条に規定する使用人の変更	事実発生後 2週間以内	11、15ページ
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更(氏名の変更を含む)		12、18、19ページ
営業所技術者等の変更(氏名の変更を含む) 【区分2】営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 (同一営業所内) 【区分3】営業所技術者等の追加 【区分4】営業所技術者等の交替に伴う削除 【区分5】営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更		4、12、 20～26ページ
健康保険等の加入状況(加入状況の変更)		27ページ
健康保険等の加入状況(従業員数のみの変更)		27ページ
営業所技術者等の削除(交替者がいない場合)、欠格要件該当	事実発生後 2週間以内	28ページ
廃業(建設業の廃業)	廃業事由から 30日以内	29ページ

※1 既存の営業所の所在地変更、営業所の新設の届出時には、営業所の確認資料(営業所の写真(35ページ参照))の提出が必要です。

変更届出等 添付・提示書類一覧

《一般的注意事項》

変更届として各様式を使用する際には、「申請者」を消し「届出者」としてください。**その際「届出者」の住所は主たる営業所の所在地を記載します。**ただし、**廃業届については、法人の場合は登記上、個人の場合は住民票の住所を記載してください。**

△印が付いている様式については、下記注釈をよくご覧ください。

- △1: 取締役⇄代表取締役の場合は不要
- △2: 令第3条使用人が営業所間の入れ替わりの場合は不要
- △3: 登記上の「本店」と「主たる営業所」が異なる場合は不要
- △4: 支店登記があり、名称、所在地の変更が反映されている場合のみ添付
- △5: 新たに支店登記した場合のみ添付
- △6: 既に役員等又は令第3条の使用人(個人事業主の支配人含む)であった方は不要
- △7: 「一部廃業」もしくは「営業所の廃止」に伴い、専任技術者を削除する場合に必要(28ページ参照)
- △8: 就任した役員が経営業務の管理責任者となる様式第7号及び第7号別紙を同時に提出する場合は不要
- △9: 顧問、相談役、株主等の場合は不要
- △10: 役員は退任するが、株主等として残る場合は不要
- △11: 一部の業種の廃業の場合に必要
- △12: 下記の変更事項に伴い、定款に変更が生じた場合に必要
- △13: 法人の場合、添付又は提示(29ページ参照)
- △14: 株主等の変更がある場合に必要
- △15: 既に役員等(株主等を除く)又は令第3条の使用人(個人事業主の支配人含む)であった場合は不要
- △16: 住居表示のみの変更の場合は不要
- △17: 既存営業所の所在地の変更がある場合に必要
- △18: 株数や株主等に変更がある場合に必要

		変更届出書(第一面)	(第二面)(6、7ページ)	(登記事項証明書全部書)(※4)	役員等の一覧表(13ページ)	誓約書(14ページ)	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(16ページ)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(15ページ)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(17ページ)	後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)(※1)(※3)	身元(身分)証明書(※2)(※3)	株主(出資者)調書(9ページ)	廃業届(29ページ)	届出書(28ページ)	健康保険等の加入状況及び確認資料(27ページ)	常勤性の確認資料(34ページ)	5. 定款(原本証明不要)又は、変更の記載のある株主総会等の議事録(写し)(※)	(営業所の確認資料(営業所の写真)(35ページ))
		22号の2			1号別紙1	6号	12号	11号	13号			14号	22号の4	22号の3	7号の3			
役員等	役員等の就任	○		△9	○	△1△6 △10	△1△8 △10△15			△1△9 △15	△1△9 △15	△14						
	役員等の退任	○		△9	○							△14						
	役員等の変更(常勤⇄非常勤)	○			○													
	役員等の氏名の変更(★2)	○		△9	○							△14						

※ 役員等の住所の変更に伴う届出は必要ありません。

個人	個人事業主の氏名の変更(★1、2)	○																
	支配人の新任、氏名の変更(★2)	○		○		△6		○	△6	△6	△6							
	支配人の退任	○		○				○										
営業所	令第3条に規定する使用人の変更	○				△2△6		○	△15	△2 △15	△2 △15							
	「主たる営業所」の所在地変更	○		△3													△12	△16
	既存営業所の名称、所在地又は業種の変更 (業種の変更の場合は営業所技術者等についての届けも必要)	○	○	△4														△16 △17
	営業所の新設 (営業所技術者等についての届けも必要)	○	○	△5		△6		○	△15	△2 △15	△2 △15				○	○		○
	営業所の廃止 (営業所技術者等についての届けも必要)	○	○					○						△7				
その他	商号又は名称の変更(法人のみ登記を添付)	○		○														△12
	資本金額(出資総額)の変更	○		○								△18						△12
	健康保険等の加入状況の変更														○			
	廃業(建設業の廃業)	△11	△11	△13									○	△7				

(※1) 届出日から3ヶ月以内の各法務局・地方法務局(本局)戸籍課発行の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書(証明申請書の証明事項は「成年被後見人・被保佐人とする記録がない。」こととなります。)

(※2) 届出日から3ヶ月以内の本籍地の市区町村役場で発行の①及び②のことが記載された証明書
 ①成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨(禁治産者、準禁治産者でない)と表示されます。
 ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨
 ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。)を持参(原本提示)してください。

(※3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する方、成年被後見人又は被保佐人にみなされる方に該当する方であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、欠格事由に該当しないこととします。
 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書、成年被後見人又は被保佐人とみなされる方に該当しない旨の証明書の代わりに、契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。
 詳しくは事前に窓口で相談してください。

(※4) 直近の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で変更内容が確認できない場合、登記事項証明書(閉鎖事項証明書)が追加が必要になります。

(※5) 議事録(写し)の場合、「定款第〇条を～に変更する」という記載がない場合は認められません。

★1: 住民基本台帳ネットワークシステムにより確認いたします。(但し、外国人住民の方は、本人の確認資料が必要です。)

★2: 変更をされる方が経営業務の管理責任者、営業所技術者等であった場合には、その変更届も必要となります。

		変更届出書（第一面）	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	常勤役員等の略歴書	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	常勤役員等の略歴書	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	営業所技術者等証明書	実務経験証明書	指導監督の実務経験証明書	資格者証	監理技術者資格者証の写し	卒業証明書／大臣認定証	届出書	常勤性の確認資料（34ページ）	経営業務管理責任者としての経験確認資料（30ページ）
		22号の2	7号	別紙	7号の2	別紙一	別紙二	8号	9号	10号				22号の3		
・・・ 営業所常勤役員等及び当該営業所常勤の役員等責任者を直接に補佐する者	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）	○	○	○											○	○
	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更	○			○	○	○								○	○
	営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更（同一営業所内） 【区分2】 営業所技術者等の追加【区分3】	△2						○	△1	△1	△1	△1	△1		○	
	営業所技術者等の交替に伴う削除【区分4】	○						○								
	営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更【区分5】	○						○							○	
	営業所技術者等の削除（交替者がいない場合） 欠格要件該当	○												○		

△印が付いている様式については、下記注釈をよくご覧ください。

△1：個別に必要なものを添付又は提示（22、23ページ参照）

△2：担当業種が変わらない場合は不要

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の変更については、事前にご相談ください。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

主たる営業所の所在地を記載します。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入します。

許可の更新手続きの完了直後に変更届を提出する場合で、新しい許可年月日が来ていない場合は、従前の許可年月日を記入します。

不要の文字を消
します。

下記のとおり、

(1) 商号又は名称	(2) 営業所の名称、所在地又は業種	(3) 資本金額	(4) 役員等の氏名	(5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名	(7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人	(8)	建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者	建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

令

大臣コード

愛知県知事 許可 (般 - 02)

許可年月日 

令和 02 年 12 月 03 日

0 2 0 2 3 0 0 0 6

[illegible]

法人番号を記入
します。
個人事業の方は
記載しません。

変更の生じた年月日を書きます。

変更前、変更後
を対比させて書き
ます。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。
(例)

変更の内容が、次の◎〔商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項〕又は第二面の◎〔営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項〕の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を入力する。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

[illegible]

23		25						30					35					40	
----	--	----	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	----	--	--	--	--	----	--

商号又は名称 3 8 ナ ゴ ナ コ ー ボ レ ー シ ヨ ン (探)

[illegible][illegible]

の氏名のフリガナ

代表者又は

個人として活動しないことを希望する場合は、この欄に「個人として活動しないことを希望する」と記載してください。

(注)商号の変更には、次のようなものがあります。

- ① 商号の変更
- ② 特例有限会社から株式会社への商号変更
- ③ 株式会社と持分会社の相互間の変更(会社法第2条第26号の規定「組織変更」による場合)
- ④ 持分会社相互間の変更(会社法第638条の規定による場合)

②、③、④については商号以外にも変更が生じる場合がありますので、変更前の閉鎖事項証明書も必要です。変更がある場合は添付します。

所属等 **総務課**

氏名 愛知一郎

電話番号 (内) 2882

ファックス番号 (052) 972-6517

許可申請書類を作成した方又は記載内容に係る質問等に応答できる方について記載します。

○行政書士の代理・代行の場合

「所属等」…行政書士事務所名(行政書士名)「氏名」…行政書士氏名(補助者名氏名)「電話番号」「ファックス番号」…

行政書士の連絡先

○上記以外の場合

「所属等」「氏名」…課等がある場合はその所属と担当者氏名、課等が無い場合は商号又は名称と担当者氏名

「電話番号」「ファックス番号」…課等に直通の番号がある場合はその番号、それ以外は申請者の番号

※個人の携帯や自宅の番号は記入しないでください。

行政書士による代理・代行申請の場合は、行政書士職印を押印してください。
(行政書士法施行規則第9条2 項及び第11 条)

営業所の名称、所在地又は業種の変更

営業所技術者等の変更

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
000006

該当する番号を○で囲みます。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者
について変更があったので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

不要の文字を消します。

上記の○で囲んだ変更事項のうち該当事項を記載します。

営業所技術者等について、担当業種が変わらない場合は、記載する必要はありません。

変更前、変更後を対比させて記載します。

変更の生じた年月日を記載します。

変更の理由を記載します。

営業所の名称を記載します。

愛知県知事 殿

大臣 コード

届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
代表取締役 名古屋 太郎

許可年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日

許可番号 3523 国土交通大臣 許可(特) 第012345号

法人番号 3610000200230006

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	名古屋市東区出来町二丁目8番	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号	令和〇年〇月〇日	主たる営業所の移転
営業所の業種	土木・建築	土木	令和〇年〇月〇日	主たる営業所の業種廃止
営業所技術者等	名古屋 豊	名古屋 豊	令和〇年〇月〇日	本店
営業所の名称	岡崎営業所	西三河営業所	令和〇年〇月〇日	営業所の名称変更
営業所の業種	土木	土木・建築	令和〇年〇月〇日	西三河営業所の業種追加
営業所技術者等		一宮 義道	令和〇年〇月〇日	西三河営業所

上記の記載例の説明
主たる営業所の営業所技術者等は、建築の担当者と土木の担当者が同じ場合で、担当業種を変更する場合。
西三河営業所の営業所技術者等は、建築の担当者を新たに追加する場合。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容

提出先について

主たる営業所の移転に伴い、管轄の窓口が変更となる場合は、変更届出書は移転する【前】の管轄の窓口へ提出してください。

市区町村に続く町名、街区以下を記入します。「丁目」、「番」、「号」等は「-」(ハイフン)で記入します。

変更があった場合、市区町村コード(手引(申請手続編)45ページ参照)を記入します。

変更があった場合記入します。

所在にマンション名等がある場合はマスを空けずに続けて記載します。「棟」や「号室」等はハイフンで省略せずにそのまま記載してください。

商号又は名称 37

代表者又は個人の氏名のフリガナ 38

代表者又は個人の氏名 39

主たる営業所の所在地市区町村コード 40 都道府県名 愛知県 市区町村名 名古屋市中区

主たる営業所の所在地 41 三の丸二丁目3番2号

郵便番号 42 460-0001 電話番号 052-961-7211

資本金額 (千円)

添付書類

[1]営業所の所在地の変更 P35参照

営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)(住居表示のみの変更の場合は不要)

- ①営業所の外観(建物の全景がわかるもの)
※事務所がビル内等に所在する場合は、・建物入口部分・テナント表示、テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのもも別途必要
- ②営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの
- ③営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)
- ④建設業法第40条に規定する標識の写真(掲示状況及び記載内容のわかるもの)
・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載
・写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有、賃貸借等)

- (1) 法人の「主たる営業所」の所在地が登記上の本店所在地と同一の場合、個人事業主の「主たる営業所」の所在地が住民票の住所と同一の場合、営業所の写真の他に、以下の書類が必要
【法人】変更日の記載されている登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
【個人】なし(住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。(ただし、外国人住民の方は、住民票の提示が必要です。))
- (2)「従たる営業所(支店等)」の所在地変更の場合は、営業所の写真、上記(1)に記載のある添付書類の他に、変更届出書(第二面)〈様式第二十二号の二〉

[2]営業所の業種の変更(すでに許可を受けている業種に限る。)

・変更届出書(第二面)〈様式第二十二号の二〉
※別添付で営業所技術者等の変更(追加)届または届出書が必要になります。

営業所の新設、廃止

営業所技術者等の変更

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙A4）

00006

該当する番号を○で囲みます。

変更届出書 （第一面）

下記のとおり、
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
 について変更があつたので届出をします。

令和△年○月×日

不要の文字を消します。

中部地方整備局長
愛知県知事 殿

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
届出者 代表取締役 名古屋 太郎

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 項番 3 5 2 3 国土地交通大臣 許可(一般) 第 0 1 2 3 4 6 号 令和 0 2 年 1 2 月 0 9 日

法人番号 3 6 1 0 0 0 0 2 0 2 9 0 0 0 6

上記の○で囲んだ変更事項のうち該当事項を書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の名称		一宮営業所	令和△年○月×日	営業所の新設
営業所の所在地		一宮市今伊勢町本神戸字立切1丁目4番	令和△年○月×日	〃
営業所の業種		建築・内装仕上	令和△年○月×日	〃
令第3条に規定する使用人		一宮営業所長 山田 太郎	令和△年○月×日	〃
営業所技術者等		一宮 義道	令和△年○月×日	一宮営業所
営業所の名称	海部営業所		令和△年○月×日	営業所の廃止
営業所の業種	管		令和△年○月×日	〃
令第3条に規定する使用人	海部営業所長 田中 次郎		令和△年○月×日	〃
営業所技術者等	津島 良広		令和△年○月×日	海部営業所

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 3 8 3 9

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9

添付書類

[1] 営業所の新設(令第3条に規定する使用人、営業所技術者等が新たに必要です。)

- 変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
- 誓約書(様式第六号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)
- 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- 新たに置かれる建設業法施行令第3条に規定する使用人の身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。))を持参(原本提示)してください。
- 新たに置かれる営業所技術者等証明書(様式第八号 区分「3」)
- 健康保険等の加入状況(様式第七号の3)
- 営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの) P35参照
 - 営業所の外観(建物の全景がわかるもの)
※事務所がビル内等に所在する場合は、・建物入口部分・テナント表示・テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したのも別途必要
 - 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの
 - 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースの様子がわかるもの)
 - 建設業法第40条に規定する標識の写真(掲示状況及び記載内容のわかるもの)
- 写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載
- 写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例: 自己所有、賃貸借等)

[2] 営業所の廃止

- 変更届出書(第二面)(様式第二十二号の二)
- 営業所技術者等証明書(様式第八号 区分「5」)または届出書(様式第二十二号の三)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)

変更届出書(第二面)
〈様式第二十二号の二〉

営業所の業種の変更、従たる営業所の所在地の変更及び名称の変更、従たる営業所の新設及び廃止の場合に添付します。
(上記以外の届出の場合は添付不要です。)
届出事項に関わる営業所(業種については主たる営業所を含みます。業種以外は様式第二十二号の二(第一面))のみを記載します。様式第1号別紙二とは取り扱いが異なりますので注意してください。

(用紙A4)

(第二面)

a. 主たる営業所の業種の変更の場合

区	分	項番	3	2	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止
大臣 知事							
許 可 番 号	項番	3	8	2	2	3	愛知県知事 許可(一般) 第 0123456号 令和 02 年 12 月 03 日
◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 (主たる営業所)							
営 業 し よ う と す る 建 設 業	項番	3	8	3	1	1	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	項番	3	8	3	1	1	

営業所の業種 又は
従たる営業所の所
在地の変更の場合
は「2」を、
従たる営業所の新
設の場合は「3」を、
従たる営業所を廃
止した場合は「4」を
それぞれ記入しま
す。

区分が異なる場合
はそれぞれ別の用
紙を添付します。

b. 従たる営業所の名称変更の場合
(新設と廃止をそれぞれ作成し添付します。)

区	分	項番	3	2	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止
大臣 知事							
許 可 番 号	項番	3	8	2	2	3	愛知県知事 許可(一般) 第 0123456号 令和 02 年 12 月 03 日
(従たる営業所)							
従 たる 営 業 所 の 名 称	項番	3	8	4	フリガナ ニシミカワエイギョウウシヨ		
従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 道 府 県 名	項番	3	8	5	2	3	2
従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 道 府 県 名	項番	3	8	6	1	1	1
郵 便 番 号	項番	3	8	7	4	4	8
電 話 番 号	項番	3	8	8	0	3	
営 業 し よ う と す る 建 設 業	項番	3	8	8	1	1	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	項番	3	8	8	1	1	

「内容」の欄は変
更のあった項目
についてのみに変
更後の内容を第
一面にならって記
載します。

「営業しようとする
建設業」の欄には、
許可を受けてい
る建設業のうち当
該営業所におい
て営業しようとし
る建設業を上段
に、従前の営業
業種を「変更前」
欄に一般(「1」)と
特定(「2」)に区
分して書きます。

区	分	項番	3	2	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止
大臣 知事							
許 可 番 号	項番	3	8	2	2	3	愛知県知事 許可(一般) 第 0123456号 令和 02 年 12 月 03 日
(従たる営業所)							
従 たる 営 業 所 の 名 称	項番	3	8	4	フリガナ オカザキエイギョウウシヨ		
従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 道 府 県 名	項番	3	8	5			
従 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 道 府 県 名	項番	3	8	6			
郵 便 番 号	項番	3	8	7			
電 話 番 号	項番	3	8	8			
営 業 し よ う と す る 建 設 業	項番	3	8	8			(1. 一般) (2. 特定)
変更前	項番	3	8	8			

変更届出書(第二面)
〈様式第二十二号の二〉

営業所の業種の変更、従たる営業所の所在地の変更及び名称の変更、従たる営業所の新設及び廃止の場合に添付します。
(上記以外の届出の場合は添付不要です。)
届出事項に関わる営業所(業種については主たる営業所を含みます。業種以外は様式第二十二号の二(第一面))のみを記載します。様式第1号別紙二とは取り扱いが異なりますので注意してください。

(用紙A4)

(第二面)

c. 従たる営業所の業種変更の場合

区	分	項番	3	8	1	2	3	営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更	3. 従たる営業所の 新設	4. 従たる営業所の 廃止
大臣コード										
許可番号	項番	3	8	2	2	3	愛知県知事許可(一般)	0	2	第
愛知県知事許可(一般)										
許可年月日										
令和										
年										
月										
日										
(従たる営業所)										
フリガナ ニシミカワエイギョウシヨ										
従たる営業所の 名称	項番	3	8	4	西	三	河	営	業	所
23										
25										
30										
35										
40										
45										
50										
55										
60										
65										
70										
75										
80										
85										
90										
95										
100										
105										
110										
115										
120										
125										
130										
135										
140										
145										
150										
155										
160										
165										
170										
175										
180										
185										
190										
195										
200										
205										
210										
215										
220										
225										
230										
235										
240										
245										
250										
255										
260										
265										
270										
275										
280										
285										
290										
295										
300										
305										
310										
315										
320										
325										
330										
335										
340										
345										
350										
355										
360										
365										
370										
375										
380										
385										
390										
395										
400										
405										
410										
415										
420										
425										
430										
435										
440										
445										
450										
455										
460										
465										
470										
475										
480										
485										
490										
495										
500										
505										
510										
515										
520										
525										
530										
535										
540										
545										
550										
555										
560										
565										
570										
575										
580										
585										
590										
595										
600										
605										
610										
615										
620										
625										
630										
635										
640										
645										
650										
655										
660										
665										
670										
675										
680										
685										
690										
695										
700										
705										
710										
715										
720										
725										
730										
735										
740										
745										
750										
755										
760										
765										
770										
775										
780										
785										
790										
795										
800										
805										
810										
815										
820										
825										
830										
835										
840										
845										
850										
855										
860										
865										
870										
875										
880										
885										
890										
895										
900										
905										
910										
915										
920										
925										
930										
935										
940										
945										
950										
955										
960										
965										
970										
975										
980										
985										
990										
995										
1000										
1005										
1010										
1015										
1020										
1025										
1030										
1035										
1040										
1045										
1050										
1055										
1060										
1065										
1070										
1075										
1080										
1085										
1090										
1095										
1100										
1105										
1110										
1115										
1120										
1125										
1130										
1135										
1140										
1145										
1150										
1155										
1160										
1165										
1170										
1175										
1180										
1185										
1190										
1195										
1200										
1205										
1210										
1215										
1220										
1225										
1230										
1235										
1240										
1245										
1250										
1255										
1260										
1265										
1270										
1275										
1280										
1285										
1290										
1295										
1300										
1305										
1310										
1315										
1320										
1325										
1330										
1335										
1340										
1345										
1350										
1355										
1360										
1365										
1370										
1375										
1380										
1385										
1390										
1395										
1400										
1405										
1410										
1415										
1420										
1425										
1430										
1435										
1440										
1445										
1450										
1455										
1460										
1465										
1470										
1475										
1480										
1485										
1490										
1495										
1500										
1505										
1510										
1515										
1520										
1525										
1530										
1535										
1540										
1545										
1550										
1555										
1560										
1565										
1570										
1575										
1580										
1585										
1590										
1595										
1600										
1605										
1610										
1615										
1620										
1625										
1630										
1635										
1640										
1645										
1650										
1655										
1660										
1665										
1670										
1675										
1680										
1685										
1690										
1695										
1700										
1705										
1710										
1715										
1720										
1725										
1730										
1735										
1740										
1745										
1750										
1755										
1760										
1765										
1770										
1775										
1780										
1785										
1790										
1795										
1800										
1805										
1810										
1815										
1820										
1825										
1830										
1835										
1840										
1845										
1850										
1855										
1860										
1865										
1870										
1875										
1880										
1885										
1890										
1895										
1900										
1905										
1910										
1915										
1920										
1925										
1930										
1935										
1940										
1945										
1950										
1955										
1960										
1965										
1970										
1975										
1980										
1985										
1990										
1995										
2000										
2005										
2010										
2015										
2020										
2025										
2030										
2035										
2040										
2045										
2050										
2055										
2060										
2065										
2070										
2075										
2080										
2085										
2090										
2095										
2100										
2105										
2110										
2115										
2120										
2125										
2130										
2135										
2140										
2145										
2150										
2155										
2160										
2165										
2170										
2175										
2180										
2185										
2190										
2195										
2200										
2205										
2210										
2215										
2220										
2225										
2230										
2235										
2240										
2245										
2250										
2255										
2260										
2265										
2270										
2275										
2280										
2285										
2290										
2295										
2300										
2305										
2310										
2315										
2320										
2325										
2330										
2335										
2340										
2345										
2350										
2355										
2360										
2365										
2370										
2375										
2380										
2385										
2390										
2395										
2400										
2405										
2410										
2415										
2420										
2425										
2430										
2435										
2440										
2445										
2450										
2455										
2460										
2465										
2470										
2475										
2480										
2485										
2490										
2495										
2500										
2505										
2510										
2515										
2520										
2525										
2530										
2535										
2540										
2545										
2550										
2555										
2560										
2565										
2570										
2575										
2580										
2585										
2590										
2595										
2600										
2605										
2610										
2615										
2620										
2625										
2630										
2635										
2640										
2645										
2650										
2655										
2660										
2665										
2670										
2675										
2680										
2685										
2690										
2695										
2700										
2705										
2710										
2715										
2720										
2725										
2730										
2735										
2740										
2745										
2750										
2755										
2760										
2765										
2770										
2775										
2780										
2785										
2790										
2795										
2800										
2805										
2810										
2815</										

資本金額(出資総額)の変更

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

(用紙A4)

000006

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

愛知県知事 殿

大臣コード

届出者

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
代表取締役 名古屋 太郎

許可番号 3523 愛知県知事許可(般-02)第012345号 許可年月日 令和02年12月03日
法人番号 36100020230006

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
資本金額	10,000,000円	15,000,000円	令和〇年〇月〇日	増資

「資本金額」と書きます。

変更前、変更後
を対比させて書きます。

変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の①【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の②【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

①【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

商号又は名称 38 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

代表者又は個人の氏名 40 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

主たる営業所の所在地 42 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

郵便番号 43 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

電話番号 44 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100

資本金額又は出資総額 44 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 (千円)

右詰めで記入します。

添付書類

- ・株主(出資者)調書(様式第十四号)
- ・変更日の記載されている履歴事項全部証明書
- ・定款(持分会社は必須。株式会社(特例有限会社を含む)の場合は変更がある場合のみ。)

[illegible]

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

役員等の変更

様式第二十二号の二（第八条）

退任、辞任、常勤から非常勤へ変更した役員が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等であった場合には、その変更届も必要となります。（不在の期間が発生すると許可が取り消されますので注意してください。）

変更届出書 （第一面）

下記のとおり、
 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
 (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号 に規定する営業所技術者
 建設業法第15条第2号 に規定する特定営業所技術者
 について変更があったので届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション（株）
届出者 代表取締役 名古屋 太郎

愛知県知事 殿

大臣 コード

許可年月日

許可番号 3 5 2 9 愛知県知事 許可（般一 0 2）第 0 1 2 3 4 6 号 令和 0 2 年 1 2 月 0 9 日

法人番号 3 6 1 0 0 0 0 2 0 2 3 0 0 0 6

登記事項証明書に記載されている変更の理由を書きます。

変更の生じた年月日を書きます。

a. 就退任の場合

「役員等の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 甲野 一郎	株主等 乙野 太郎	令和〇年〇月〇日	退任
〃	〃	株主等 丙野 三郎	令和〇年〇月〇日	追加
〃	取締役 丙野 三郎	株主等 丙野 三郎	令和〇年〇月〇日	退任
〃	代表取締役 甲野 四郎	〃	令和〇年〇月〇日	〃
〃	〃	顧問 甲野 四郎（非常勤）	令和〇年〇月〇日	就任
〃	〃	取締役 乙野 五郎（非常勤）	令和〇年〇月〇日	〃

1名につき1行使って書きます。

役員は退任するが、株主等として残る場合も記載します。

非常勤の場合は、氏名の後ろに「（非常勤）」と記載します。ただし、株主等の場合は、「（非常勤）」の記載は不要です。

添付書類

[1] 就任した場合

- 誓約書（様式第六号）
- 就任した役員等の住所、生年月日等の調書（様式第十二号）
- 後見等登記事項証明書（発行から3ヶ月以内）
- 身元（身分）証明書（発行から3ヶ月以内。ただし、外国人住民の方は、この証明書に代え住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの）を持参（原本提示）してください。）
- 変更日の記載されている履歴事項全部証明書（閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。）
- 株主調書（様式第十四号）（株主等に変動がある場合のみ）
- 役員等の一覧表（様式第一号別紙一）

[2] 退任した場合

- 変更日の記載されている履歴事項全部証明書（閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。）
- 役員等の一覧表（様式第一号別紙一）

[1][2]について、顧問、相談役、株主等の場合は、c.d.eの証明書は不要です。また、役員は退任するが、株主等として残る場合は、a～dの様式は不要です。

b. 代表者の交代の場合

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	取締役 甲野 一郎	令和〇年〇月〇日	退任
〃	取締役 乙野 二郎	代表取締役 乙野 二郎	令和〇年〇月〇日	就任
代表者の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和〇年〇月〇日	代表者の交代
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和〇年〇月〇日	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。

姓と名の間を1マス空けます。

代表者又は個人
の氏名のフリガナ
 代表者又は個人
の氏名
 代表者又は個人
の氏名

代表者の就退任に伴い、表示上の代表者を交代する場合に記載します。

添付書類

- 変更日の記載されている履歴事項全部証明書（閉鎖事項証明書も必要となる場合があります。）
- 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）及び常勤役員等の略歴書（様式第七号別紙）

c. 常勤 ⇄ 非常勤の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 丙野 三郎（非常勤）	取締役 丙野 三郎	令和〇年〇月〇日	非常勤から常勤
〃	取締役 丁野 四郎	取締役 丁野 四郎（非常勤）	令和〇年〇月〇日	常勤から非常勤

登記簿上の代表者が複数いる場合は、表示上の代表者を変更する時に記載します。

登記簿上の代表者が1人になる場合でも、表示上の代表者を変更する場合は、記載します。

d. 婚姻等による氏名の変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 愛知 三郎	取締役 丙野 三郎	令和〇年〇月〇日	氏の変更

代表者に変更がある場合記入します。

代表者又は個人
の氏名のフリガナ
 代表者又は個人
の氏名
 代表者又は個人
の氏名

添付書類

- 変更日の記載されている履歴事項全部証明書（変更があった役員の住民票抄（謄）本又は戸籍抄（謄）本の提示が必要となる場合があります。）
- なお、顧問、相談役、株主等の場合は、証明書は不要です。
- ※ 婚姻等により氏名の変更があった方が、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等であった場合には、その変更届が必要となります。
- 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）については様式第七号 区分「2」、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者については様式第七号の二 区分「2」、営業所技術者等については様式第八号 区分「3」及び「4」で変更します。

個人業者(事業主)の氏名の変更

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、営業所技術者等の変更

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

該当する番号を○で囲みます。

「事業主の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

濁点、半濁点も同じマスに記入します。
(例)

ガ、バ

姓と名の間を1マス空けます。

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

(用紙A4)
000006

不要の文字を消します。

令和 Δ 年 ○ 月 × 日
名古屋市中区出来町二丁目8番1号
名古屋組
名古屋 一男

愛知県知事 殿
大臣 コード
許可番号 3529 愛知県知事 許可 (一般) 第 0123456 号 許可年月日 令和 2 年 1 月 3 日
法人番号 36

個人事業の場合、空欄とします。

変更の理由を書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
事業主の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	氏の変更
役員等の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)
営業所技術者等	山田 一男	名古屋 一男	令和Δ年○月×日	本店

変更の生じた年月日を書きます。

変更の内容が、次の○(商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項)又は第二面の○(営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項)の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 ナ ゴ ナ カ ズ ナ
代表者又は個人の氏名 4 0 名 古 屋 一 男

所属する営業所の名称を書きます。

※ 住民基本台帳ネットワークシステムにより確認します。(ただし、**外国人住民の方**は、住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、**国籍**などが確認できるもの)が必要です。)

また、変更をされる方が常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、であつた場合には、その変更届も必要となります。
常勤役員等(経営業務の管理責任者等)については様式第七号 区分「2」、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者については様式七号の二 区分「2」、営業所技術者等については様式第八号 区分「3」及び「4」で変更します。

支配人(個人事業主で支配人を設けている場合)の変更

該当する番号を○で囲みます。

「支配人の氏名」と書きます。

変更前、変更後を対比させて書きます。

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

変更の理由を書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
支配人の氏名	鈴木 孝		令和Δ年○月×日	退任
支配人の氏名		佐藤 義男	令和Δ年○月×日	新任

変更の生じた年月日を書きます。

添付書類

[1] 新任した場合

- 誓約書(様式第六号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日の調書(様式第十三号)
- 後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、**外国人住民の方**は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、**国籍**などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)
- 変更日の記載されている支配人の登記事項証明書

[2] 退任した場合

- 変更日の記載されている支配人の登記事項証明書

(注) 変更前の支配人が常勤役員等(経営業務の管理責任者等)であつた場合は、その変更が必要になります。

令第3条に規定する使用人の変更

該当する番号を○で囲みます。

「令第3条に規定する使用人」と書きます。

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

変更の理由を書きます。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
令第3条に規定する使用人	西三河営業所長 田中 守	西三河営業所長 伊藤 達	令和Δ年○月×日	退職のため

変更の生じた年月日を書きます。

添付書類

- 誓約書(様式第六号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書(様式第十三号)
- 後見等登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
- 身元(身分)証明書(発行から3ヶ月以内。ただし、**外国人住民の方**は、この証明書に代え住民票(氏名、通称名、生年月日、住所、**国籍**などが確認できるもの)を持参(原本提示)してください。)

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の変更

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

変更の生じた
年月日を書きま
す。

記

上段は法人、下段は個人の記載例。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	代表取締役 甲野 一郎	代表取締役 乙野 二郎	令和△年〇月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	山田 一男	名古屋 一男	令和△年〇月×日	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)

届出者が個人事業主の場合は、
職名の記載は不要です。

営業所技術者等の変更

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があつたので届出をします。

所属する営業所の
名称を記載し
ます。

a. 追加の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等		甲野 一郎	令和△年〇月×日	本店

b. 担当業種の変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	甲野 一郎	甲野 一郎	令和△年〇月×日	本店

c. 交替の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	甲野 一郎	丙野 三郎	令和△年〇月×日	本店

d. 交替ではない削除の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	甲野 一郎		令和△年〇月×日	本店

e. 営業所のみの変更の場合

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	甲野 一郎	丙野 三郎	令和△年〇月×日	本店
営業所技術者等	丙野 三郎	甲野 一郎	令和△年〇月×日	春日井支店

営業所技術者等変更の各例示の具体例

- a. 追加の場合 … 営業所の新設 等
b. 担当業種の変更の場合 … 資格取得に伴い複数業種の営業所技術者等となる 等
c. 交替の場合 … 前任者の退任に伴う営業所技術者等の交代 等
d. 交替ではない削除の場合 … 営業所の廃止、前任者が退任したが後任の営業所技術者等不在のため許可業種の一部廃業 等
e. 営業所のみの変更の場合 … 主たる営業所と従たる営業所の人事配置変更(担当する許可業種は変更なし) 等

(用紙A 4)

令和△年○月×日

「常勤の役員」とは、原則として、本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事している方をいいます。

株主等の場合は、この欄は記入しません。

- 13

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要のものを消します。

令和 △年 ○月 ×日

申 請 者 名古屋市中区三の丸三丁目1番3号
譲 受 人 愛知建設（株）
合併存続法人 代表取締役 愛知 次郎
分割承継法人

愛知県知事 殿

法第8条各号に規定されている欠格要件については、建設業許可申請の手引（申請手続編10から11ページ）をよく読んで、該当する項目がないことを確認してください。

法人は法務局に登録してある所在地を書きます。
個人事業の方は住民票の住所を書きます。

記載要領

$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、 $\left[\begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right]$ については不要なものを消すこと

このため、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している必要があります。

(用紙A 4)

令和△年○月×日

様式第十三号の
記載内容と一致
します。

15

この様式に記載した方全員(顧問、相談役、株主等は除く)の、
後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び身元(身分)証明書の添付が必要となります。
ただし、既に役員又は令第3条の使用人であった方は上記証明書は不要です。

法定代理人の場合は、
戸籍謄本等法定代理人の資格が確認できる
資料(原本)を提示して
ください。

様式第十二号(第四条関係)

不要のものを消します。

許可申請者

法人の役員等
本——人
法定代理人
法定代理人の役員等

の住所、生年月日等に関する調書

職名を書きます。

・株式会社、特例有限
会社の場合
「代表取締役」
「取締役」
役員が株主等に該当
する場合、職名欄に株
主等であることの記載
は不要。

・持分会社の場合
「代表社員」
「業務執行社員」

・個人の場合
「事業主」

・法定代理人の場合
「〇〇の法定代理人」

・その他
「顧問」「相談役」
「株主等」

※委員会等設置会社で
執行役になっている場
合は「執行役」と書きま
す。

※非常勤の場合は職
名の後ろに(非常勤)と
記載します(「株主等」
の場合は記載不要)。

住	所	春日井市鳥居松町3番地65		
氏	名	甲野 一郎	生	年 月 日 昭和 40 年 11 月 30 日生
役	名 等	取締役(非常勤)		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		な し		
上記のとおり相違ありません。				
		令和 Δ 年 〇 月 × 日	氏 名	甲野 一郎

住民票の住所を
記載します。住民
票の住所と異なる
場所に住んでいる
場合は居所とし
て、両方記載しま
す。
愛知県以外の場
合は、都道府県
名を記載します。

賞罰の欄には建
設業について行
政処分及び行政
罰はもちろんのこ
と、その他の賞罰
についても記載す
るものとします。
賞罰がなければ
「なし」と書きます。

記載要領

- 1 「(法人の役員等
本——人
法定代理人
法定代理人の役員等)」
については、不要のものを消す
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限り。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

◎「顧問」「相談役」「株主等」の場合は、「賞罰」の欄及び
確認欄への記載は不要です。

居所の記載例

住	所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所：春日井市鳥居松町3番地65
---	---	----------------	------------------

変更届出書(様式第二十二号の二)の変更後の欄に記載した営業所長、支店長及び支配人等について作成します。
ただし、様式第7号別紙、様式第7号の2別紙、及び様式第12号に記載した方(株主等として記載した場合を除きます。)]については、作成不要です。

この様式に記載した方全員の、
後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び
身元(身分)証明書の添付が必要となります。ただし、既に役員又は
令第3条の使用人であった方は上記証明書は不要です。

様式第十三号 (第四条関係)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

通勤を確認するための資料を求める場合があります。

様式第一号別紙二に書いた「従たる営業所」の名称を書きます。

営業所長の場合は「〇〇営業所長」と書きます。
支配人の場合は「支配人」と書きます。

住	所	豊橋市浜道町字桜5の6					
氏	名	豊橋 三郎	生	年	月	日	昭和 30 年 6 月 23 日生
営	業	所	豊橋営業所				
職	名	豊橋営業所長					
賞 罰	年	月	日	賞 罰 の 内 容			
				な し			
上記のとおり相違ありません。							
令和 4 年 0 月 x 日 氏 名 豊橋 三郎							

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場合は、居所として、両方記載します。
愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。

賞罰の欄には建設業について行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとします。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

居所の記載例

住	所	東京都新宿区西新宿2-8-1	居所：豊橋市浜道町字桜5の6
---	---	----------------	----------------

現在の役職名を書きま
す。

経営業務の経験を有する期間を書きます。経験期間が中断している場合は、中断期間を含めまいに行を分けて記載します。

証明者の立場からみた被証明者との関係を書きます。「法人の役員」以外の例として、「法人の元役員」「本人」「第三者(同業者)」等があります。

現在許可を有する第三者から証明を得た場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を「備考」の欄に記載します。
記入例
1. 使用者が行方不明のため
2. 使用者が解散したため
3. 使用者が死亡したため など
※職歴は別紙に記載します。

許可申請者と被証明者との関係です。該当しないものを消します。

口該当の場合は様式7号の2を使用してください。

この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成します。

不要なものを消してください。

原則、片落ちで計算してください。

原則として、当該経験期間における使用者(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人事業主)の証明が必要となります(使用者の建設業許可の有無は問いません)。

現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の自身の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、元事業主〇〇と記載します。

使用者の証明を得ることができない場合は、現在許可を有する第三者の証明が必要となります。ただし、使用者の証明を得ることができる場合は、第三者の証明は認められません。第三者の証明とする場合は、この欄に、当該第三者の建設業許可番号と電話番号を記入してください。

また、過去に同内容で証明を受けた方が、あらためて就任する場合は**届出者本人の証明でもかまいません**。その事実が確認できる副本をご持参ください。

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イに掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成11年4月から令和7年4月まで 満26年0月
証明者と被証明者との関係 法人の役員
備考

(2) 下記の者は、許可申請者(常勤役員等の支配人)で第7条第1号イに該当する者であることに相違ありません。

申請者 届出者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知建設(株) 代表取締役 愛知 次郎
令和7年

項番 1 7 2 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)
申請又は届出の区分
変更年月日 令和7年4月7日
大臣コード
許可番号 1 8 2 9 愛知県知事許可(特)第01234567号 令和02年12月15日
記

変更の年月日を書きます。事実発生後2週間以内に提出。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

元号をR、H、S、T、Mの略号で記入します。

住民票の住所を記載します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる場合は居所として、両方記載します。愛知県以外の場合は、都道府県名を記載します。他の様式の住所欄も同じように記載します。住所(居所)と営業所の距離が遠い場合などに、通勤を確認するための資料(通勤定期券、ETCカードの利用履歴等)を求める場合があります。住所と居所が異なる場合は、居所について本人宛の公共料金の請求書などの写しが必要です(提示)。

カタカナで最初から2文字だけ記入します。濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例) ガ、パ

姓と名の間を1マス空けます。

変更前の経営業務の管理責任者を記入します。

① 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する場合は「イ(1)」に該当します。
② 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する場合は「イ(2)」に該当します。
③ 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する場合は「イ(3)」に該当します。

(注) 新たに常勤役員等(経営業務の管理責任者等)になられる方については、5年以上の経験内容が確認できる資料を持参してください。(許可申請書の副本でよい場合もあります。)<なお、法人の役員経験を確認する際に、登記事項証明書(履歴事項全部証明書、場合によっては役員欄の閉鎖事項証明書)も必要となる場合もあります。>

* この様式に記載されている経営業務の管理責任者の常勤性の確認書類が必要となります。(個人事業主ご本人については不要です。)

◆①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。(届出時直近のもの)

- 健康保険・厚生年金標準報酬額決定通知書【写し】
又は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ【写し】
- 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)【写し】
※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。
- 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票【写し】
※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものが必要です。
- 雇用保険被保険者証【写し】+ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【写し】(被保険者区分が「1」のものに限る。)
※被保険者区分が「11」(高齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。

* 出向者の場合や住所(居所)が勤務を要する営業所から著しく遠い場合等、追加で確認資料を求めることがあります。(申請手続編P22参照)

* 有効期限前の事業所名の記載がある健康保険被保険者証【写し】も可とします。但し、事業所名の記載がない場合は上記の資料が必要です。

区分4の場合、「(2)」に○をつけます。

不要の文字を消します。

区分4に該当する方については該当業種について後任の方がいなければなりませんので注意してください。(24ページ参照)

濁点、半濁点も同じマスに記入します。(例) カ、バ

区分4の場合は記入しません。

削除年月日を書きます。

横式第八号 (第三条関係)

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

(用紙A4)

変更届として使用する場合には「申請書」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

元号をR、H、S、T、Mの略号で記入します。

区分4の届出の場合旧所属のみ記入します。

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 7 年 4 月 20 日

申請者届出者 名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎

愛知県知事 殿 区 分 項 番 大臣コード 許可番号 愛知県知事 許可(股 第 許可年月日 令和 年 月 日

1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更

氏 名 項 番 フリガナ (フリガナ) 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)

氏 名 項 番 フリガナ 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類

有 資 格 区 分

変更、追加又は削除の年月日 令和 7 年 4 月 7 日

営業所技術者等の住 所

営業所の名称 (旧 所 属) 一宮営業所

営業所の名称 (新 所 属)

区分5の場合、「(1)」に○をつけ不要の文字を消します。

不要の文字を消します。

区分5に該当する方については、**営業所のみの変更でそれ以外は全く変更がない方が該当します。**(24ページ参照)

濁点、半濁点も同じマスに記入します。
(例) ガ、パ

変更前、変更後とも同じ建設工事の種類、有資格区分コードとなります。

担当営業所を変更した年月日を書きます。

様式第八号 (第三関係)

営業所技術者等証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり、{ 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号 } に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 7 年 4 月 20 日

(用紙A4)

愛知県知事 殿		申請者 届出者	
区 分	項 番	名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 ナゴヤコーポレーション(株) 代表取締役 名古屋 太郎	
許 可 番 号	大臣コード	1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更	
愛知県知事 許可	般 特	許可年月日	
第 0 2 3 号	第 0 1 2 3 4 5 号	令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日	

記

氏 名	項 番	フリガナ	元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
土 建 大 左 右 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 臨 し 砂 板 力 壁 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 再 措 解	3	トヨハシ タカカズ	令和 0 2 年 1 2 月 0 3 日
今後担当する建設工事の種類	6 4	7 5	7 6
現在担当している建設工事の種類	7 4	7 5	7 6
有 資 格 区 分	6 5	0 2	1 4
変更、追加又は削除の年月日	令和 7 年 4 月 7 日	営業所の名称 (旧所属) 本店	
営業所技術者等の住所	愛知県今橋町6番地		

営業所の名称 (新所属) 豊橋営業所

変更届として使用する場合には「申請者」を消します。

姓と名の間を1マス空けます。

通勤を確認するための資料を求められる場合があります。住所と居所が異なる場合は、居所について本人宛の公共料金の請求書などの写しが必要です(提示)。

区分5の届出の場合はこの部分のみが変更となります。

- ・ 営業所技術者等の添付書類及び資格一覧表
- ・ 営業所技術者等証明書における建設工事の種類、 有資格区分のコード番号表

(一般建設業)

法の第7条第2号	資格の要件	添付書類等	建設工事の種類、有資格区分のコード番号表			
			建設工事の種類	有資格区分		
			項番64	項番65		
イ	・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 (例)〇〇高等学校土木科卒	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】	1	01		
	・学校教育法による大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校の所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方 (例)〇〇大学建築学科卒	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋認定書の写し【添付】				
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
ロ	10年以上の実務経験のある方	実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】	4	02		
		認定書の写し【添付】				
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
ハ	特定の免許等のある方 (建築士、土木施工管理技士、〇〇技能士、〇〇基幹技能者等)	資格者証等の写し【添付】	7	[申請手続編] 38～42ページ 表6を参照		
		資格者証等の写し【添付】 ＋実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】				
		講習修了証の写し【添付】				
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
	実務経験の緩和を適用される方	申請業種の実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 ＋技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】		99		
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
	学校教育法による専修学校の専門課程の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方、又は、所定学科卒業後3年以上の実務経験のある方(専門士又は高度専門士の称号を付与されたものに限り)	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 ＋実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】				
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
	国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技能を有すると認定した方	認定書の写し【添付】 (＋監理技術者講習履歴)				

(特定建設業)

法第15条第2号の該当区分	資格の要件	添付書類等		建設工事の種類、有資格区分のコード番号表		
				建設工事の種類	有資格区分	
				項番64	項番65	
イ	国土交通大臣が定める試験に合格した方、又は免許を受けた方 (例)一級建築士	資格者証等の写し【添付】		9	[申請手続編] 38～42ページ表6を参照	
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
ロ	前ページのイ、ロ、又はハに該当する方のうち、 請負金額が4,500万円以上 (昭和59年9月30日以前のもは1,500万円以上、昭和59年以降平成6年12月27日以前のもは3,000万円以上) の元請工事について2年以上指導監督的な実務経験のある方(金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む) ※ 契約書等の原本など、その工事の内容(元請かどうか、業種、工事内容、請負金額、工期等)を確認できる書類の提示が必要。 (ただし、監理技術者証を提出する場合は、契約書等は不要です。) ※ 但し、 <u>指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)は除く。</u>	+ 前ページのイに該当 指導監督の実務経験	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 + 実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 + 指導監督の実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】	2	01	
			監理技術者資格者証の写し【添付】			
		+ 前ページのロに該当 指導監督の実務経験	実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 + 指導監督の実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】	5	02	
			監理技術者資格者証の写し【添付】			
		+ 前ページに該当 指導監督の実務経験	資格者証等の写し【添付】 + 指導監督の実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】	8	99	[申請手続編]表6を参照
			資格者証等の写し【添付】 + 実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 + 指導監督の実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】			
			申請業種の実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 + 技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 + 指導監督の実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】			
			卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 + 実務経験証明書 ＜様式第9号＞【添付】 + 指導監督の実務経験証明書 ＜様式第10号＞【添付】			
監理技術者資格者証の写し【添付】						
ハ	国土交通大臣(旧建設大臣)に、イ又はロに掲げる方と同等以上の能力を有すると認定された方	認定書の写し【添付】 (+ 監理技術者講習履歴)		3	03	
		監理技術者資格者証の写し【添付】				
		認定書の写し【添付】 (+ 監理技術者講習履歴)		6	04	
		監理技術者資格者証の写し【添付】				

【営業所技術者等の変更、追加、削除についての営業所技術者等証明書の記載要領】

◎区分毎に1枚ずつ作成します。

○区分2(営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更)

同一営業所内での変更の方、及び営業所を移動し担当業種又は有資格区分の変更がある方が該当します。

※ 営業所の一部業種の廃業(削除)に伴い担当業種、有資格区分に変更が生じる(その営業所の営業所技術者等として残る)場合にも該当します。

○区分3(営業所技術者等の追加)

新たに営業所技術者等となった方、氏名に変更のあった方(変更後の氏名)が該当します。

○区分4(営業所技術者等の交代に伴う削除)

営業所技術者等の変更に伴って削除される方、氏名に変更のあった方(変更前の氏名)が該当します。

(注)・営業所を廃止し、その営業所の営業所技術者等が自社の他の営業所の営業所技術者等とならない場合は、様式第八号ではなく、届出書(様式第二十二号の三)により営業所技術者等の削除の届出をします。

・ **営業所の一部業種の廃業(削除)**に伴い担当業種、有資格区分に変更が生じる(その営業所の営業所技術者等として残る)場合には区分2の届出となります。

・ **営業所の一部業種の廃業(削除)**に伴い、営業所技術者等を交代する場合は、営業所技術者等証明書ではなく届出書(様式22号の3)により営業所技術者等を削除します。

○区分5(営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更し、担当業種、有資格区分には変更がない方が該当します。

※ 営業所を廃止し、その営業所の営業所技術者等が自社の他の営業所の営業所技術者等となる場合で、担当業種、有資格区分に変更がない場合も区分5に該当します。

(注) 担当業種、有資格区分に変更がある場合は区分2の届出となります。

※ 区分2、3、5では**常勤性の確認書類**が必要となります。

◆①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。(届出時直近のもの)

① 健康保険・厚生年金標準報酬額決定通知書【写し】

又は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ【写し】

② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)【写し】

※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。

③ 所得証明書(市区町村発行のもの) + 源泉徴収票【写し】

※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。

④ 雇用保険被保険者証【写し】 + 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【写し】(被保険者区分が「1」のものに限る)」

※被保険者区分が「11」(高年齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。

* 出向者の場合や住所(居所)が勤務を要する営業所から著しく遠い場合等、追加で確認資料を求めることがあります。

(申請手続編P22参照)

* 有効期限前の事業所名の記載がある健康保険被保険者証【写し】も可とします。但し、事業所名の記載がない場合は上記の資料が必要です。

式第九号（第三関係）

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。

この証明書は、建設工事の種類、技術者、証明者、当時の使用者ごとに各々別の証明書を作成します。

◎直近の実績から順に作成してください。（実績がない時期は空白でも問題ありません。）

法第7条第2号の該当区分が（イ）に該当し、かつ実務経験が不要とされる方はこの証明書は必要ありません。

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

建設工事の実務の経験をした時の所属（部課名等）を書きます。小規模事業者などで明確な所属が存在しない場合は、「取締役」、「事業主」、「現場監督」や「職長」などの職名を書きます。

個人名は伏字にせず、そのまま書きます。

使用者の証明を得ることができない理由を書きます。

記入例
1. 使用者が行方不明のため
2. 使用者が解散したため
3. 使用者が死亡したため
など

なお、個人事業主も証明者となるため、「自営のため」は使用者の証明を得ることができない

実 務 経 験 証 明 書

は、とび・土工・コンクリート 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

過去に同内容で証明を受けた方が、あらかじめ許可申請をする場合、**届出者本人の証明でもかまいません。その事実が確認できる副本をご持参ください。ただし、記載内容（業種や経験年数）については、再度審査をします。**

第三者を証明者とする場合は、当該第三者の建設業許可番号と電話番号も記載します。

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。（「使用人」以外の例として、「本人」「法人の役員」「元使用人」「第三者（同業者）」等があります。）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
証明者 愛知建設（株）
代表取締役 愛知 次郎

被証明者との関係 使用人

の氏名	佐々木 利一	生年月日	昭和40年5月23日	使用された期間	平成 11 年 4 月から 令和 7 年 4 月まで	実務経験年数
使用者の商号又は名称	愛知建設株式会社					
職名	実務経験の内容					
→ 工事部工事管理課	名古屋マンション外構工事 施工・監督					
田原邸基礎工事	平成 28 年 10 月から 平成28 年 11 月まで					
田原邸基礎工事	平成 29 年 9 月から 平成29 年 9 月まで					
田原邸基礎工事	平成 30 年 6 月から 平成30 年 6 月まで					
岡崎マンション土留工事	令和 1 年 5 月から 令和1 年 5 月まで					
平和工業（株）工場コンクリート打設工事	令和 2 年 2 月から 令和2 年 3 月まで					
熱田営業所	豊田邸基礎工事					
平成アパート駐車場整地工事	令和 4 年 9 月から 令和4 年 10 月まで					
三河邸新築工事の内足場工事	令和 5 年 7 月から 令和5 年 7 月まで					
アイデパーキング架入工事	令和 6 年 10 月から 令和6 年 10 月まで					
鈴木事務所駐車場整地工事	令和 7 年 1 月から 令和7 年 2 月まで					
合計	満	26	年	0	月	

記載要領
1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

「使用者の商号又は名称」欄に記載した使用者に雇用されていた期間を記載します。

この期間は、左の工事に従事した期間を書きます。

従事した工事のうち、暦年（1月から12月）に1件主な工事が必要な年数分書きします。年またぎの工事については、原則、工期の始期が終期のどちらか一方の年の工事とします。（年またぎの工事が複数ある場合は、始期か工期かの選択は統一します。）なお、必要年数分は、最新のものとします。また、**従事した工事の内容を具体的に書きします。**

使用された期間のうち、建設工事の実務に従事した期間の合計を書きます。

許可を受けようとする業種に従事した割合を聞き取りします（建設業以外の職種を兼業している場合は、そのことを加味した割合を聞き取りします。）。

実務経験証明書が複数枚となる場合は、直近の証明書から、1枚で何年分の証明となるかを考え、必要年数分に到達するまで次の証明書で証明します。（あと3、5年分証明が必要であれば次の証明書では4件の工事の記載が必要。）下表（実務経験証明書の記載件数となる場合の記載件数の例示）を参照してください。

実務経験の内容を確認するために、契約書、見積書、工程表等の提示を求める場合があります。

【証明者となるものの例示】

①	原則として使用者が証明者となります。なお、現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の使用者の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、「元事業主 ○○」と記載します。	(A会社勤務) (B会社勤務)
②	個人事業主自身の実務経験は、事業主が証明者となります。なお、現在は法人成りしている元個人事業主が、個人事業主当時の自身の経験を証明する場合は、証明者欄に、現在の元事業主の住所、当時の名称を記載し、「元事業主 ○○」と記載します。	(自営)
③	使用されていた期間と自営の期間を合わせて10年以上となる場合には、使用されていた期間は使用者の証明、自営の期間は事業主が証明者となります。証明書は別々に作成します。	(A会社勤務) (自営)
④	使用者が倒産等で証明を得ることができない正当な理由がある場合は、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を書いて、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務経験を証明できる現在許可を有する第三者が証明者となります。（この例示の場合で、証明者が同一である場合でも、A会社に使用されていた期間とB会社に使用されていた期間では別の証明書を作成します。）	(A会社勤務) (B会社勤務)

使用者の証明が得られず、現在建設業許可を有する第三者を証明者とする場合は、証明内容について、当該第三者の十分な理解と了承を得た上で、証明者の欄に必要事項を記載してください。
なお、疑義が生じた場合は、当職から証明者に問い合わせをすることがあります。

【実務経験証明書が複数枚となる場合の記載件数の例示】

【例：（直近から）a会社で10年、b会社で5年、c会社で6年勤務しており、許可を受けようとする業種に従事した割合が**いずれも50%以上**の場合で、計10年証明したい場合】
①a会社の証明書において直近から10行記載します。（証明年数は5年）
②b会社の証明書において直近から5行（あと5年不足しているので）記載します。（証明年数は2年6月。①+②=7年6月。）
③c会社の証明書において直近から3行（あと2年6月不足しているので）記載します。

○この証明書は特定建設業の許可を受けようとする場合で、法第15条第2号の該当区分が(ロ)に該当した方について作成します。

○建設工事の種類、技術者、証明書、当時の使用者ごとに各々別紙に作成しますが、ここでの工事は元請工事で、請負金額(消費税及び地方消費税を含む)が右表のものに限られます。

工事に従事した時	請 負 金 額
昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
平成6年12月28日以降	45,000千円以上

様式第九号の記載要領に準じて書きます。

様式第十号(第十三条関係)

指導監督の実務経験証明書

(用紙A4)

下記の者は、

水道施設

工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 7 年 4 月 20 日

従事した工事現場において就いていた地位を書きます。

名古屋市北区清水5丁目6番9号
証明者 城北建設(株)
代表取締役 山本 弘

被証明者との関係 元使用者

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。「元使用者」以外の例として、「法人の役員」「使用者」「第三者(同業者)」等があります。

記

技術者の氏名	山本 良男	生年月日	昭和30年6月24日	使用された期間	令和 2 年 4 月から 令和 6 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	城北建設株式会社				
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容	実務経験年数	
名古屋市	120,000 千円	現場副所長	犬山取水揚取水施設工事	令和 2 年 4 月から	令和3 年 2 月まで
〃	150,000 千円	〃	春日井浄水揚浄水施設工事	令和 3 年 11 月から	令和4 年 10 月まで
〃	51,500 千円	〃	鶴屋上野浄水揚地内 上水道管布設工事	令和 5 年 8 月から	令和6 年 1 月まで

請負契約の相手方の名称を書きます。

指導監督的な実務に従事した期間を書きます。単に契約工期を書くものではありません。

※ 確認書類が必要となります。

証明書に記載する工事について記載内容の確認ができる契約書(原本)、又は、注文書(原本)及び請書(控え)を持参してください(元請かどうか、業種、工事内容、請負金額、工期などを確認します)。
この方法以外での確認(注文書のみ等)は認められません(発注証明書での確認も認められません)。

指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督の実務経験は認められません。

使用者の証明を得ることができない場合は、その理由を書きます。

記入例

1. 使用者が行方不明のため
2. 使用者が解散したため
3. 使用者が死亡したためなど

					月まで
	千円			年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 2 年 2 月	

経験年数を合計して満2年以上になることが必要です。

この場合の経験年数は各々の工事の経験年数を片落計算して算出します。使用された期間ではありませんので注意してください。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

変更の届出の場合、
「(2)」に○をつけ、
「申請者」を消します。

健康保険等の加入

健康保険等の加入状況の変更

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

令和 ○ 年 △ 月 × 日

愛知県知事 殿

不要の文字を
消します。

申請者 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
届出者 愛知建設（株）
代表取締役 愛知 次郎

許可年月日

許可番号 愛知県知事 許可（一般）— 02 ）第 012345号 令和 02 年 12 月 03 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	(25人 5人)	1	1	1	健康保険 77アアア99999 厚生年金保険 77アアア99999 雇用保険 2330199999-000	
豊橋営業所	(6人 0人)	1	1	2	健康保険 77アアア99999 厚生年金保険 77アアア99999 雇用保険 2330199999-000	
	(人)					
	(人)					
合計	(31人 5人)	全ての営業所の従業員数の合計を記入します。 営業所が1か所しかない場合も記入します。				

加入は「1」、適用除外は「2」、一括適用の承認に係る営業所、継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入します。

「営業所一覧表」
(様式第一号別紙二、第二十二号の五別紙二、様式第二十二号の七別紙二、様式第二十二号の八別紙二、様式第二十二号の十別紙二)に記載した順に記入します。

役員又は個人事業主を含め、名称や雇用形態に関わらず全ての従業員数を記入(保険に加入している人数ではありません。非常勤の役員、従業員等も含みます。)
()内には、役員又は個人事業主(個人事業主の同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記入します。

一括適用の承認に係る営業所ではない場合で、当該営業所が小規模であるため、人事管理部門がある本店で全ての営業所の保険加入手続きを行っている場合は、当該営業所について、加入有「1」と記入し、「事業所整理記号等」の欄は、本店に記入した内容と同一の内容を記入します。

雇用保険の労働保険番号を記入します。

保険加入の有無に「2」(適用除外)を記入する場合の例

- ◆健康保険
 - ・従業員が4人以下である個人事業主である場合
 - ・健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて「全国土木建築国民健康保険組合」等の国民健康保険に加入している場合
- ◆厚生年金
 - ・従業員が4人以下である個人事業主である場合
- ◆雇用保険
 - ・法人で役員(取締役等)以外の従業員を雇用していない場合
 - ・個人事業主で、事業主本人および事業主の同居親族以外の従業員を雇用していない場合

※上記の例以外にも、適用除外となる場合があります。詳しくは、健康保険・厚生年金については所管の年金事務所、雇用保険については所管の公共職業安定所(ハローワーク)へお問い合わせください。

【確認資料】

- ◆健康保険・厚生年金保険
 - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る「領収証書」の写し【提出】又は「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し【提出】又は「納入証明書」(原本)【提出】
 - ※申請時3か月以内のもの。
- ◆雇用保険
 - 自社で申告納付の場合
 - ・申請時直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(控えの写し) 及び 下記①～③のいずれかを【提出】
 - ①保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し ②「領収済通知書」の写し ③「納付済額証明書」(原本)
 - 労働保険事務組合に委託している場合
 - ・申請時直近の事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」(写し)【提出】 及び 保険料の納入に係る「労働保険料等領収書」(写し)【提出】

変更の届出

- ◆次の場合は、変更の実事発生後2週間以内に本様式により変更の届出をすること
 - ①保険加入の有無に変更があった場合 ②新たに営業所を追加した場合 ※営業所の移転等に伴い、事業所整理番号のみが変更した場合の届出は不要です。
- ◆従業員数に変更が生じた場合(上記①②に該当する場合を除く)は、毎事業年度経過後4月以内に本様式により届出をすること

廃業届(建設業の廃業)

廃業等の理由
(5) 以外の
場合の
記載の例

上段には 法人の所在 及び 商号、
下段には 相続人、破産管財人、代表清算人 または 元役員
の住所 及び 職氏名 を記入します。

出 者

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
名古屋市中区九の内一丁目2番3号
破産管財人 菅財 太郎

様式第二十二号の四 (第十条の三関係)

廃 業 届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

廃業届については、法人
の場合は登記上、個人の
場合は住民票の住所を記
載してください。

愛知県知事 殿

届 出 者

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
ナゴヤコーポレーション(株)
代表取締役 名古屋 太郎

令和 4 年 0 月 9 日

行政書士の代理
申請の場合
は、届出者名等
を記載し、その
下に代理人の
住所・職氏名を
記載します。

届出時に有効
な許可年月日
が複数ある場
合は最も古いも
のを記入します。

許可番号を右
詰で記入します。

今回廃業する
業種を上段に、
これを含めた現
在許可を有して
いるすべての業
種を下段に、
一般「1」、
特定「2」で記入
します。

不要の文字を消し
ます。

区分に応じて「1」又
は「2」を記入します。

届 出 の 区 分 項 番
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業)
(2. 一部の業種の廃業)

大臣 コード
知 事
許 可 番 号 5 5 2 3

国土交通大臣 許可 (特 0 2) 第 0 1 2 3 4 5 号
愛知県知事 許可 (特 0 2) 第 0 1 2 3 4 5 号
令和 4 年 0 2 月 0 3 日

記
廃止した建設業 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
届出時に許可を受けている建設業 5 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
(1. 一般)
(2. 特定)

行政庁個記入欄
枠内は記入しないでください。

【備考】

廃業等の年月日 令和 7 年 4 月 1 日

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

行政書士による代理・代行手続の場合は、様
式余白に必ず職氏名を記載し、行政書士職印
を押印してください。
理由(5)の場合は、代行申請の場合も下表に
記載の本人確認資料に代えて、届出者からの
委任状の提出が必要です。

一部廃業で、経営業務の管理責
任者等又は営業所技術者等の変
更を伴う場合は、確認書類で本人
であることが担保されるため、本人
確認資料の提示は不要です。

※ 廃業届の届出者は廃業の理由により建設業法第12条第1項各号に規定されています。
適法な届出者以外の者が届け出た(届出者欄の署名者)場合は、受理できないので、下記の区分にしたがって届出書を提出してください。
また、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認いたしますので、登記事項証明書や戸籍謄本等の届出者であることを証明できる資料を
ご持参ください。

事 項	届 出 者	添付資料	確認資料
(1) 許可に係る建設業者が死亡したため (個人事業主のみ)	相続人		戸籍謄本等(相続関係 及び死亡年月日が分か るもの)
(2) 法人が合併により消滅 したため	元役員個人	閉鎖事項証明書 (合併により法人が消滅したことが分かる消滅した 法人のもの)	
(3) 法人が破産手続開始の 決定により解散したため	破産管財人	登記事項証明書(破産したことが確認できるもの)又は 破産管財人の証明書(裁判所証明のものに限る)	
(4) 法人が合併又は破産手 続開始の決定以外の 事由により解散したため	(代表) 清算人	登記事項証明書 (法人が解散したことが確認できるもの)	
(5) 許可を受けた建設業を 廃止したため	許可を受けた者 (法人で代表者の 変更があった場 合は、届出時点 での代表者が届 出者となります。)	法人の場合：登記事項証明書(届出時3か月以内、 届出時点の法人代表者が分かるもの)【原本提示】 上記に加え、下記の本人確認資料 ①許可通知書、許可申請書副本、届出書副本のいずれか【原本提示】 ②①が提示できない場合 ア 事業所名が確認できる書類等(名刺、社員証等)(代表者の方以外でも可) イ アが提示できない場合は、登記事項証明書に記載された役員の運転免許証等 【原本又は写しの提示】 個人の場合：上記①、①が提示できない場合は事業主本人の運転免許証等、身分確認ができるもの 【原本又は写しの提示】	

確認資料（提出 又は 提示）

○：必要書類(省略不可) 提出又は提示

△：1～3のいずれか(複数の組み合わせも可)で証明に必要な期間を確認できる書類を提出又は提示

項 目		確 認 資 料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めています。)		提出 又は 提示	摘 要
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）	経営業務の管理責任者としての経験内容の確認（地位、職務、年数、業種等）	1	（建設業の事業者としての経験を受けていない） a 及び b の書類を必要年数分 a 確定申告書(控え:第一表から、収支内訳書又は 青色申告決算書等一式添付のもの) ＋ 所得証明書(原本、市区町村発行のもの) を必要年数分【提示】 b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 ＋ それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】＋入金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aの書類は、確定申告書と所得証明書の両方が必要となります(ただし、所得証明書が発行機関の理由により持参することができない方は事前に申請窓口にご相談してください。) ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
		2	（建設業の事業者としての経験を受けていない） a 及び b の書類を必要年数分 a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書、証明期間中の必要年数について、法人の目的 および 継続して役員であったことが確認できるもの)【提示】 b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを必要年数分提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ① 契約書【写しを提出】 ② 注文書【写しを提出】 ＋ それに対応する請書控【写しを提出】 ③ 注文書、請書控、請求書のいずれか【写しを提出】＋入金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)【写しを提出】 ※金額が一致しない場合は相違が確認できる資料(他工事の請求書、支払い明細書等)【提示】	△	・aについて、変更等されている場合、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。 ・bの書類(①～③のいずれか)の必要件数は、次ページ「請負確認方法について」をご覧ください。
		3	（建設業の事業者としての経験を受けていない） 過去に経営業務の管理責任者として証明されている場合 過去に経営業務の管理責任者として証明されていない場合	過去に経営業務の管理責任者として証明されていることが確認できる以下の書類【提示】 ・許可申請書又は変更届副本の常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書(様式第7号) 経営業務の管理責任者としての経験年数を確認できる申請書類(副本)及び登記事項証明書(証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの)等【提示】	△

<請負確認方法について>

(1) 次の場合については b の書類について、「年1件」の確認でも足りるものとします。

(「年1件」：暦年(1月から12月)に1件)

個人の事業主の経験

確定申告書の記載内容から年間を通じて建設業を営んでいたことが明らかな場合
(※20 ページの図でご確認ください。)

法人の役員の経験

経験を確認しようとする期間すべてにおいて、登記事項証明書の目的欄に、建設業の業種に関する事項が記載されており、当該業種の建設業を営んでいると確認できる場合

※目的が変更されており、目的に建設業に関する事項が記載されていない期間も含んで経験を確認する場合は、年1件ずつの請負確認にはできません。

※目的欄に記載されている業種以外の請負実績を持参する場合、年1件の請負確認にはできません。

例：目的が「管工事業」の場合 → 管工事業の実績であれば年1件の確認にできます。

目的が「給湯器の設置工事」の場合 → 給湯器の設置工事の実績であれば年1件の確認にできます。

(※施工をすることまで目的に記載されていないと年1件の請負確認にはできません。)

目的が「給湯器の販売」の場合 → 年1件の確認にはできません

目的が「給湯器の販売、施工」の場合 → 給湯器の設置工事であれば年1件の確認にできます。

(2) 上記に該当せず、前ページ a の書類の内容に不備がある場合

◇請負確認方法 (建設業の許可を受けていない業者での経験)			＜確認方法＞
a 及び b の書類を必要年数分			
a	個人の事業主経験	確定申告書 (控え：第一表から、収支内訳書又は 青色申告決算書等一式添付のもの) + 所得証明書 (原本、市区町村発行のもの)	<u>確定申告書の不備や法人の目的に関わらず、b ①～③のいずれかの書類で確認できた請負と次の請負との間隔が 12 か月を超えない場合、その間を連続した請負期間として認定します (片落ち計算)。</u> この間隔が 12 か月を超えなければその間の月数を経験として認めます (片落ち計算)。 (例) 請求書+入金確認 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ R1. 12 R2. 12 R3. 12 R4. 12 R5. 12 R6. 12 12 か月 12 か月 12 か月 12 か月 12 か月 6 件で 60 か月 (5 年) 【法人】 R1. 12. 1～R6. 12. 31 の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。 【個人】 R1 年～R6 年分の確定申告書+所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。
	法人の役員経験	登記事項証明書 (証明期間中の必要年数について、継続して役員であったことが確認できるもの)	
b	該当年に施工した次の①、②、③のいずれか (工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。) ①契約書 ②注文書+それに対応する請書控 ③注文書、請書控、請求書のいずれか+入金 金が明確に分かるもの(「通帳」又は「預金取引明細票」等第三者機関が発行したもの)		

⇒ ①②③の書類はいずれも写しを提出。

⇒ 次ページに (2) の請負確認方法の参考例を記載します。

間隔が 12 か月を超えたため連続期間として認められない

【パターン１：請求書＋入金確認】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
H30. 3	H31. 1	R2. 3	R3. 3	R4. 3	R4. 8	R5. 8	R6. 5
10 か月		14 か月	12 か月	12 か月	5 か月	12 か月	9 か月

8 件で 60 か月（5 年）

【法人】 H30. 3. 1～R6. 5. 30 の間、継続して役員であったことを登記事項証明書で確認します。

【個人】 H30 年～R6 年分の確定申告書＋所得証明書で継続して個人事業主であったことを確認します。
 （期間経過等によって所得証明が発行されない場合は、確定申告書の内容を確認の上、事業主経験を認めます。）

※計算の基準

①請求書＋入金確認：請求書の発行月

②注文書＋入金確認：注文書の発行月

③請書控＋入金確認：請書の発行月

④契約書：契約月（工期併用可）

⑤注文書＋請書：注文書の発行月又は
請書の発行月（ただし、確認期間を通してどちらかに統一、工期併用可）

①～⑤を組み合わせることはできますが、同一工事を重複して用いることは認めません。
 （認められない例）

- ・注文書＋初月の出来高の入金確認と同一請負の請求書＋完了分の入金確認
- ・契約書と当該請負の完了分の請求書＋入金確認

【パターン２：契約期間を使う場合】

契約書、注文書＋請書控による場合は、契約期間（工期）による計算を認めます。

※契約期間を使う場合は、当面の間、事前にご相談ください。

①	②	③	④	⑤	⑥
H30. 10 → H31. 2	R2. 2 → R2. 10	R3. 12	R4. 12	R5. 12	R6. 12
4 か月	12 か月	8 か月	14 か月	12 か月	12 か月

6 件で 60 か月（5 年）

経験期間確認は、パターン 1 の「※計算の基準」と同様

請求書＋入金確認等、契約書以外の資料でもOK

※個人事業主で、確定申告前の期間の実績を使う場合は、月 1 件ずつの確認とします。

（例） R6 年まで確定申告済み

・・・ R5. 10	R6. 9	R7. 1	R7. 3
11 か月		1 か月	1 か月

確定申告済み期間内の最終時点までを連続した期間として認定し、その後は月 1 件ずつの認定とします。

○なお、様式第 7 号の証明者が同一の場合、請負確認方法を混同する事はできません。

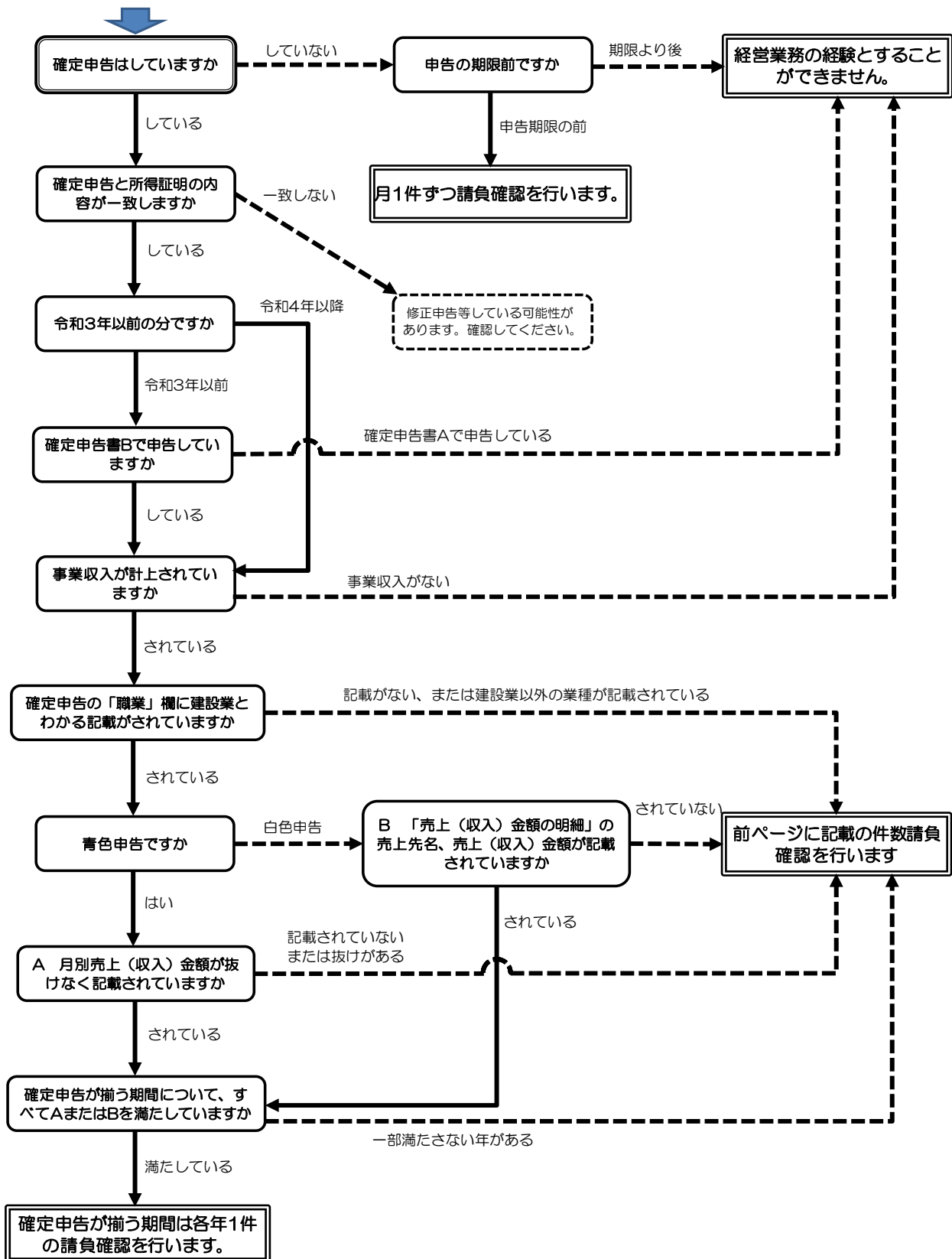
例えば、個人事業主としての経営経験において、①令和 1 年は年 1 件の請負確認を行い、②令和 2 年 4 月から令和 6 年 2 月までは 12 か月を超えないように請負確認を行うことといったような、異なる請負確認を行うことは不可となります。

ただし、証明者が異なる場合、例えば、個人事業主の経験と、法人役員としての経験で請負確認を行う場合、証明者がそれぞれ個人事業主と法人という異なる営業体となるため、個人事業主の経験は 12 か月を超えない請負確認を行い、法人の役員の経験は年 1 件の請負確認とすることが可能となります。

【参考】個人事業主の経営経験確認について

下の図の設問に答えていくと、必要な請負実績の件数が確認できます。

※年間を通じて建設業の営業をしていたと判断できない場合など、内容によっては追加の請負確認が必要になる場合があります。



項 目		確 認 資 料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求める ことがあります。「写し」と記載されていないものは原本が必要です。)	申 請 区 分						摘 要	
			1 ・ 2	3 ・ 6	4	5	7 ・ 9	8		
適正な経営体制（様式七号）（様式七号の二）つづき	常勤性の確認	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者 (様式第7号、様式第7号の2(第一面)から(第四面)に記載の方) ①から順に確認をして、最初に当てはまった資料をお持ちください。 (申請時直近のもの) ① 健康保険・厚生年金標準報酬額決定通知書【写し】 又は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ【写し】 ② 住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)【写し】 ※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。 ③ 所得証明書(市区町村発行のもの)【原本】+ 源泉徴収票【写し】 ※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものがが必要です。 ④ 雇用保険被保険者証【写し】+ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【写し】(被保険者区分が「1」のものに限る) ※被保険者区分が「11」(高年齢被保険者)の場合は勤務状態を確認できる資料が必要です。 ○ 出向者の場合は上記に加え、出向契約書等(該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料等)【写し】の提示が必要です。 ※出向者が役員である等の理由で、出向契約書等を提示できない場合は、別途ご相談ください。 ○ 住所(居所)が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離(通勤時間がおおむね片道2時間以上)にあり、社会通念上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料(通勤定期券やETC記録等)を求めることがあります。 *有効期限前の事業所名の記載がある健康保険被保険者証【写し】も可とします。但し、事業所名の記載がない場合は上記の資料が必要です。	○	○	○	○	○	○	個人事業主本人については必要ありませんが、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号別紙、様式第7号の2別紙に記載の方)及び営業所技術者等が事業主本人と異なる場合には、その方の常勤性の確認できる資料が必要となります。 ※被保険者記号・番号部分にマスキングを施してください。	
	営業所技術者等の常勤性の確認	経営業務の管理責任者と同様	○	○	○	○	○	○		
財産的基礎等	一般建設業	直前決算(様式第15号、様式第18号)の 自己資本の額が500万円未満の場合は、資金調達能力を確認	a、bの<u>どちらか</u>を提出 a 主要取引金融機関名に記載のある金融機関発行の「500万円以上の預金残高証明書」(基準日が申請直前4週間以内のもの。初日算入。)【提出】		☆	☆	☆	☆	☆	残高証明書と融資証明書の合算は認めません。また、残高証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。 融資証明書は、融資残高の証明ではなく、融資可能額の証明です。 ☆直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のある場合は不要です。直前5年間には、許可換え新規(申請区分「2」)の場合の、従前許可期間を含みます。
	特定建設業	直前決算(様式第15号、様式第18号)で確認 (申請日の直前の決算において、下記のイ、ロ、ハの要件<u>すべて</u>に該当すること) イ 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと ロ 流動比率が75%以上であること ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本が4,000万円以上であること	☆申請者が個人事業主で、特定建設業を新規申請する場合には、純資産合計に示された金額以上の預金残高証明書(基準日が4週間以内)もしくは融資証明書(発行日が4週間以内)が必要となります。		☆					直前の決算期において資本金の要件のみを満たさないが、増資を行うことによって要件を満たすことになった場合には、「資本金」については、この要件を満たしているものとして取り扱います。(資本金増資の変更届出書(副本)の提示が必要です。)

参考様式

営業所の写真

営業所の名称	本店
建物の権利関係	賃貸借

(例: 自己

届出日から
三ヶ月以内
の日付

① 営業所の外観(建物の全景がわかるもの)

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 建物一部しか写っていないものは差し替えが必要ながあります。

② 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 入り口で営業所の名称(会社名等)が確認できない場合、差し替えが必要ながあります。
- ・ 事務所がビル内等に所在する場合、欄外の※を確認してください。商号が確認できる写真が必要になります。

※事務所がビル内等に所在する場合は、・建物入口部分・テナント表示、テナント表示がない場合は、商号が判読できる集合郵便受けを写したものも別途必要

③ 営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などを含む事務スペースがわかるもの)

令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 来客対応用の応接室ではなく、事務スペースを撮影してください。

④ 建設業法第40条に規定する標識の写真

(許可がある場合のみ。掲示状況及び記載内容のわかるもの) 令和 △ 年 ○ 月 × 日 撮影

注意点

- ・ 既に許可を取得している建設業者については、事務所に掲示した標識(いわゆる金看板等)を撮影してください。